

滋賀県警察安全・安心アプリ周知動画作成業務委託 公募型プロポーザル実施要領

1 業務の目的

県民が情報を入手する手段として、スマートフォンアプリが普及していることから、県民のニーズに対応するため、これまでのホームページ、SNS、ユーチューブ等により、犯罪発生・防犯情報等を発信しているが、よりタイムリーで効果的な情報発信を推進するため、本年3月1日から滋賀県警察公式防犯アプリ「ぼけっとポリスしが」の運用を開始した。

同防犯アプリの運用開始に伴い、滋賀県の安全・安心ネットワークを構築し、「県民に対して防犯意識の行動変容を促すための情報発信の高度化」を実現させるためには、アプリの普及が極めて重要であり、動画配信等を通じて県民に滋賀県警察公式防犯アプリ「ぼけっとポリスしが」のことについて視聴してもらい、視覚的にもわかりやすく説明することで、県民の防犯に対する行動変容に繋げることが可能となる。

2 業務概要

(1) 業務名

滋賀県警察安全・安心アプリ周知動画作成業務

(2) 業務内容

滋賀県警察安全・安心アプリ周知動画作成業務仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり

(3) 契約期間

契約締結日から令和6年7月16日まで

(4) 予定価格

880,000円 ※消費税および地方消費税を含む

3 参加資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4に規定する者に該当しない者であること。
- (2) 滋賀県財務規則第195条の2各号のいずれにも該当しない者であること。
- (3) 滋賀県物品関係入札参加停止基準による入札参加停止の措置期間中でないこと。
- (4) 滋賀県物品の買入れ等に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（昭和57年滋賀県告示第142号）に規定する資格を有すると認められて、競争入札参加資格者名簿に次のとおり登録されている者であること。

【営業種目】 次の種目が希望営業種目に登録されていること。

・大分類：役務 中分類：映像・音声情報製作

【地域要件】

県内事業者

なお、新たにプロポーザルに参加する資格を得ようとする者は、次に示す場所において資格審査の申請を行うこと。ただし、この場合には、この公告に係るプロポーザルの手続きに間に合わないことがある。

滋賀県会計管理局管理課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号 TEL 077-528-4314

4 プロポーザル説明会

説明会は開催しない。

5 プロポーザルに係る質問および回答の方法等

- (1) 提出期限

令和6年5月8日(水) 15時00分

- (2) 質問方法

質問票(様式1)によりファクシミリまたはメールで受け付ける。

※電話または口頭による質問は受け付けない。

- (3) 質問票の提出先

下記「9 問合せ先」

- (4) 質問に対する回答

各質問者からの質問をすべてまとめて、令和6年5月13日(月)15時00分を目処に県警ホームページにて公開する。

6 企画提案書等の提出

- (1) 提出期限

令和6年5月27日(月) 17時00分(必着)

- (2) 提出先・提出方法

「9 問合せ先」に示す場所に、持参または郵送により提出すること。

持参の場合は土・日・祝日を除く9時00分～17時00分とする。

郵送の場合は簡易書留郵便により期限までの必着とする。

- (3) 提出書類および提出部数

業務委託する動画作成にかかる書類を下記のとおり提出すること。

ア 企画提案書等提出書(様式2) 正1部

イ 企画提案書 6部(正1部 副5部)

(ア) 企画提案書は、様式および枚数は任意とするが、言語は日本語とする。

なお、企画書提案書に加えてデモ動画を添えることも可能とし、このデモ動画の提出は1部とする。

(イ) 企画提案書の内容は、高度な専門的知識を有しない者でも理解できるようにわかりやすく表現すること。

(ウ) 企画提案書には、以下の内容を記載すること。なお、作成にあたっては、仕様書に記載している目的やねらいを踏まえるとともに、当業務の目標を達成するにあたって最も効果的であると考えられるものとする。

【内容】仕様書「3. 業務委託の内容」に示す動画を企画すること。

①コンセプト

動画のねらいや構成などアピールポイント等の説明について記載すること。

②絵コンテ

動画のイメージが理解できる絵コンテやナレーション等について記載すること。

③制作スケジュール

仕様書に記載の納期をふまえたスケジュールを作成すること。

④見積価格

仕様書に示す全ての企画・制作に係る経費およびその内訳を詳細に記載すること。

なお、消費税および地方消費税を含めること。(税額を明示すること。)

※下記7(4)に示す「審査基準」や県警ホームページの内容も参考にしながら、提案すること。

7 審査について

(1) 審査概要

担当部署が設置する企画案の選定会議において、提出された企画提案書およびプレゼンテーションに基づき審査を行い、総合点が最も高かったものを当該業務の契約予定者として選定するが、最高得点が複数あった場合は、最も価格が低いものとする。

ただし、総合点が満点の6割未満の場合は、契約予定者として選定しない。

(2) 審査方法

提出された企画提案書およびプレゼンテーションをもとに担当部署が設置するプロポーザル審査会(委員5名)において審査する。

(3) プレゼンテーション

令和6年5月29日(水)に警察本部4階会議室において開催する。

時間は企画提案者ごとに20分(説明10分、質疑10分)を予定し、詳細な時刻は企画提案者に別途通知する。

(4) 審査基準

審査においては、以下の表の項目について絶対評価で点数を付けるものとする。

【評価項目および評価点(審査員1名あたりの評価点)】

番号	評価項目	評価の着眼点	採点基準	配点
1	企画力	・当事業の目的を的確に理解し、作品に反映できているか。	特に優れている <u>10点</u> 優れている <u>7点</u> 普通 <u>4点</u> 優れていない <u>1点</u>	10
2	表現力 構成力	・言葉づかいが、誰にでもわかりやすい表現となっているか。 ・色づかいやデザインが、誰にでもわかりやすい表現となっているか。	特に優れている <u>12点</u> 優れている <u>9点</u> 普通 <u>6点</u> 優れていない <u>3点</u>	12
3	訴求力	・人目を惹くものとなっているか。 ・防犯アプリのことがわかりやすく示されているか。	特に優れている <u>12点</u> 優れている <u>9点</u> 普通 <u>6点</u> 優れていない <u>3点</u>	12
4	計画力	・仕様書に示す納期に合わせ、県と十分に協議を行って制作できるスケジュールとなっているか。	特に優れている <u>4点</u> 優れている <u>3点</u> 普通 <u>2点</u> 優れていない <u>1点</u>	4
5	経済性	・見積価格は適正かつ経済的に積算されているか。 ・仕様書に記載の内容が見積内容に含まれているか。	特に優れている <u>4点</u> 優れている <u>3点</u> 普通 <u>2点</u> 優れていない <u>1点</u>	4

6	経費見積りの妥当性	経費節減を意識した見積り金額か	90%未満 6点 90%以上 95%未満 4点 95%以上 2点	6
7	県内に本社を有する事業所かどうか		有している 2点 有していない 0点	2
計				50

(5) 契約予定者の決定

前記審査において、予定価格の範囲内において評点の高い者から順に、当該事業の契約締結交渉の相手方として選定する。ただし、総合点において満点の6割未満の場合は、契約予定者として選定しない。

なお、最高得点が複数あった場合は、最も価格が低いもの1者とする。

(6) 審査結果の通知

審査結果については提案者全員に書面で通知する。

(7) 委託契約の相手方

企画提案書等に記載された事項は仕様書と併せて契約時の仕様書とする。ただし、本業務の目的達成のため、企画提案者(受託者)と制作者(県)との協議により、契約時に項目の追加や訂正、削除を行うことがある。協議により決定した業務委託仕様書に基づき見積書徴取を行い、委託契約を締結する。

(8) その他

契約締結交渉の相手方に選定されなかった提案者は、審査結果の通知を受けた日から起算して5日以内(土日・祝日を除く)に書面(任意の様式)により、「9. 問合せ先」に対して不採用の理由についての説明を求めることができる。

説明をを求める書面を受け取った日から起算して5日以内(土日・祝日を除く執務日)に当該説明を求めた提案者に対して書面により回答する。

8 その他

(1) 提案に要する経費

このプロポーザル参加にかかる報酬はない。すべて各事業者の負担とする。

(2) 提出書類について

- ・提出されたすべての書類は返却しない。なお、本プロポーザルにかかる審査以外には使用しない。
- ・提出された書類に必要な事項がすべて記載されていない場合、必要な条件をすべて満たしていない場合、虚偽の記載をした場合には、失格とする。
- ・企画提案書等を受理した後は、加筆、訂正、差し替え等は原則として認めない。

(3) その他

- ・制作した動画については、この委託業務にかかる契約期間満了後についても、特に期限を定めず本県が行う周知・広報に使用するため、そのために必要な著作権使用料にかかる手続等について、企画提案を行う前に受託者においてこれを処理すること。また、これにかかる著作権使用料については今回の契約金額に含まれる。
- ・既製のイラスト等を使用する場合には、プロポーザル作品についても、必ず承諾を取ってから行うこと。

- ・採用した場合でも、本業務の達成のために、制作過程において両者協議の上、その内容を変更する
場合がある。
- ・この委託業務により制作した成果物は、委託業務完了後、仕様書「4. 納品するもの、納期限」
に示す場所に納品すること。

9 問合せ先

〒520-8501 滋賀県大津市打出浜1番10号

滋賀県警察本部生活安全部生活安全企画課企画係

TEL : 077-522-1231 / FAX : 077-524-1110 / E-mail : pa1101@pref.shiga.lg.jp